

東京都における中小事業者等対象のPCB処理支援制度

高濃度PCB

昭和47年までに製造された機器の絶縁油にPCBが使用されているかどうかは、機器の銘板に記載されている型式や製造年月で判別できます。

高濃度PCBの処理は、日本環境安全事業株式会社で行っています。

○ 処理費用の助成（PCB処理基金により実施）

日本環境安全事業株式会社の処理料金は、機器の重さによって決定されます。なお、中小事業者等の方々が保管しているトランス類・コンデンサ類については、処理費用軽減のために、国と都道府県が拠出するPCB処理基金から70%の助成があります。（収集運搬料金を除く。）



微量PCB

平成14年、PCBを使用していないはずの電気機器にも、PCBが微量に混入していることが判明しました。これらは、機器の絶縁油を分析してPCBの有無を判定する必要があります。

機器に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg超である場合、当該機器はPCB廃棄物に該当します。

微量PCBの処理は、国の無害化処理認定施設か都道府県知事の許可施設で行っています。

○ 分析費用の助成（東京都により実施）

【助成対象となる機器】

都内にある微量のPCBに汚染された可能性のあるコンデンサ及びトランス類
(例:コンデンサ、高圧トランス、リアクトル、遮断器、開閉器、整流器、放電コイル、低圧トランス等)

【助成金の額及び限度額】

試料採取費及び分析費の2分の1

1台あたりの助成金額の上限は12,500円

○ 処理費用の助成（東京都により実施）

【助成対象となる廃棄物】

- ① 微量PCBの含有が確認された絶縁油
- ② 微量PCB絶縁油が封入されたトランス、コンデンサ等の電気機器
- ③ 微量PCB絶縁油が付着し、又は封入されたドラム缶等の容器

【助成対象経費】

- ① 電気機器から微量PCB絶縁油の抜き取りに要する経費
- ② 助成対象廃棄物の運搬に要する経費
- ③ 助成対象廃棄物の処分に要する経費

【助成金の額及び限度額】

助成対象経費の合計から同等の微量PCBを含まない廃棄物の処理に要する経費の合計を控除した額の2分の1（限度額あり）

微量PCB絶縁油が封入されたトランス(100kVA)を処分する場合

1台当たりの限度額は 12万円